

子どもの権利擁護に係る条例の検討について

1 背景

「子どもの権利」については、1989年に国連が採択した「児童の権利に関する条約」において、すべての子どもが幸せに生きることができるよう「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が掲げられ、日本においても1994年に批准した。しかしながら、児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加傾向にあるなど子どもの権利が脅かされる深刻な事態は継続している。こうしたことから、国は、2016年の児童福祉法改正において、「子どもの権利」を位置づけるとともに、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれ「子どもの権利」を支援していくことを明確化した。

また、区は、児童虐待対応等の機能強化を図るため、2021年度に児童相談所を設置することとし、これに向けた取組を進めているところである。

2 目的

すべての人が「子どもの権利」を理解し、それぞれの生活・活動の中に「子どもの権利」の視点が入り込められている状態を目指す。

これにより、子どもの育ちを地域全体で支えるまちを実現し、児童虐待をはじめ子どもの権利侵害を生じさせない。

3 検討の方向性

子どもの権利擁護を推進するため、権利擁護の考え方や区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組みなどの検討を行い、これらを規定した条例を取りまとめる。条例の検討に当たっては、区における子どもの生活実態や専門的な見地からの提言を受けるため、区民、有識者等により構成される審議会を設置する。

また、これに併せて、「子どもの権利」に関する理解促進のための普及啓発の取組についても、検討をしていく。

4 今後のスケジュール(予定)

- | | | |
|--------|------|-------------------------|
| 2020年 | 9月 | 審議会設置条例の提案(第3回定例会) |
| 〃 | 12月～ | 審議会の開催(2021年6月頃まで全6回程度) |
| 2021年度 | | 子どもの権利擁護に係る条例の検討 |